

# とやま中央会 FAX 情報

2024. 1. 15 発行 №671

## 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口設置のご案内

令和6年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震につきまして、被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本会では、中小企業庁、全国中小企業団体中央会と連携し、「令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口」を開設しました。地震により被害を受けられた中小企業組合、中小企業・小規模事業者のご相談・ご要望に対応いたします。

1. 期間 令和6年1月4日（木）～当面の間
2. 時間 8時45分～17時
3. お問い合わせ先  
富山県中小企業団体中央会  
TEL. 076-424-3686

### ◇ 国・県における令和6年能登半島地震による被災中小企業・小規模事業者支援のご案内

国及び富山県では、令和6年能登半島地震による被災中小企業・小規模事業者への支援措置について、下記のとおり実施しています。

#### 1. 金融・資金繰り支援

##### 【富山県】

- (1) 緊急金融相談窓口の設置  
お問い合わせ先：富山県地域産業支援課  
「能登半島地震に対する緊急金融相談窓口」  
開設時間：9時～17時  
TEL. 076-444-3248
- (2) 県による震災対策特別融資の創設  
対象：令和6年能登半島地震において被

害を受けた県内全域の中小企業者  
資金用途：設備、運転  
融資限度：1億円  
融資利率：年1.25%以内  
融資期間：10年以内（据置期間5年以内）  
保証料率：0～0.55%  
（保証必須、県独自に保証料を補助）  
お問い合わせ先：富山県地域産業支援課  
TEL. 076-444-3248

##### 【経済産業省・中小企業庁】

- (1) 特別相談窓口の設置  
日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会
- (2) 災害復旧貸付の実施  
地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。  
融資限度：国民生活事業…3,000万円  
中小企業事業…1億5,000万円  
融資期間：10年以内（据置期間2年以内）  
金利：1.20%

### (3) セーフティネット保証4号の適用

地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

#### ①対象

- ・災害救助法適用地域（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・地震の影響を受けた後、原則として直近1か月の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少。（市町村長の認定が必要）

#### ②対象資金：経営安定資金

一般保証限度額…普通：2億円、無担保：8,000万円＋別枠保証限度額…普通：2億円、無担保：8,000万円

### (4) 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じた対応を要請します。

### (5) 小規模企業共済災害時貸付の適用

地震の被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

- ①対象：小規模企業共済制度へ加入後、12か月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法適用地域内に事業所を有し、かつ、地震の

影響により次の要件に該当し、その証明を中小企業団体中央会、商工会、商工会議所又はその他相当の団体から受けていること。

- ・被災区域内にある事業所又は主要な資産について損壊等の被害を受けていること。
- ・地震の影響を受けた後、原則1か月の売上高が前年同月比で減少。

②貸付限度額：原則納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数の額）と1,000万円のいずれか少ない額

③貸付利率：年0.9%

④貸付期間：500万円以下…36か月  
505万円以上…60か月

⑤償還方法：半年ごとの元金均等割賦償還  
お問い合わせ先：中小企業庁経営安定対策室  
（（1）、（5）に関して）

TEL. 03-3501-1511

お問い合わせ先：中小企業庁金融課  
（（2）～（4）に関して）

TEL. 03-3501-1511

## 2. 事業者・働く方の雇用に関する相談

### 【富山県】「労働相談ダイヤル」の開設

お問い合わせ先：富山県労働政策課

開設時間：9時～17時

TEL. 076-444-9000

### 【富山労働局】「特別労働相談窓口」の開設

#### (1) 解雇・休業等に関する相談窓口

- ・富山労働局 雇用環境・均等室  
総合労働相談コーナー

TEL. 076-432-2740

- ・富山労働基準監督署  
富山総合労働相談コーナー

TEL. 076-415-8733

- ・高岡労働基準監督署  
高岡総合労働相談コーナー

TEL. 0766-23-6481

・魚津労働基準監督署  
魚津総合労働相談コーナー  
TEL. 0765-22-0579

・砺波労働基準監督署  
砺波総合労働相談コーナー  
TEL. 0763-32-3323

(2) 労働者派遣法に関わる派遣労働者相談窓口  
富山労働局 職業安定部 需給調整事業室  
TEL. 076-432-2718

(3) 雇用調整助成金に関する相談窓口  
富山労働局 職業安定部 助成金センター  
TEL. 076-432-9162

### 3. 県税・国税の軽減措置等

(1) 県税の申告・納付等の期限延長を含む  
軽減措置

地震により事業用資産や住宅、自動車  
等が損害を受けた場合に申請すること  
で、個人事業税、不動産取得税、自動車  
税が減免される場合や県税の申告等の期  
限延長や納税猶予が受けられる場合があ  
ります。また、災害復旧のための資金借  
入れ等に必要納税証明書についても交  
付手数料が減免される場合があります。

#### ①個人事業税の減免制度

- ・対象・減免税額  
災害により事業用資産が損害を受  
け、損害の金額（保険金、損害賠償  
金等により補填されるべき金額を除  
く。）がその資産の価格の1/2以上  
であり、かつ、前年中の事業の所得  
が1,000万円以下である場合  
事業所得500万円以下：全額  
事業所得750万円以下：1/2  
事業所得750万円超え：1/4

災害により住宅又は家財（控除対象  
配偶者、扶養親族の所有に係る資産  
を含み、通常生活に必要なでないと思  
われる資産を除く。）が損害を受け、損害の金額（保険金、損害賠償  
金等により補填されるべき金額を除  
く。）がその資産の価格の2/3以上  
であり、かつ、前年中の合計所得金  
額が500万円以下である場合  
事業所得500万円以下：1/2

- ・申請書の提出期限 納期限まで  
・提出・お問い合わせ先

総合県税事務所 課税第一課事業税第二班  
〒930-8548 富山市舟橋北町1-11  
TEL. 076-444-4506

#### ②不動産取得税の減免制度

- ・対象  
災害により滅失又は損壊した不動産  
の代わりにの不動産を、滅失又は損壊  
の日から2年以内に取得した場合  
取得した不動産が、その取得の日か  
ら3か月以内に災害により滅失又は  
損壊し、その本来の用に供すること  
が不可能、又は著しく困難な場合
- ・減免税額 別に定める額

- ・申請書の提出期限 納期限まで  
・提出・お問い合わせ先

総合県税事務所 課税第二課  
〒930-8548 富山市舟橋北町1-11  
TEL. 076-444-4629

#### ③県税の申告・納付等の期限の延長

- ・対象者  
富山県及び石川県に住所を有する個  
人、事務所又は事業所を有する法人

---

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

※延長後の期限は、今後、被災者の状況等を踏まえ、後日告示します。

・お問い合わせ先

富山県総合県税事務所

法人県民税、法人事業税窓口

TEL. 076-444-4504

県民税、個人事業税窓口

TEL. 076-444-4506

不動産取得税窓口

TEL. 076-444-4505

富山県総合県税事務所自動車税センター  
自動車税窓口

TEL. 076-424-9211

#### ④申請方法

詳細は下記URLをご確認ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/kenzei/m06-00/m06-01.html>

#### (2) 国税の申告・納付等の期限延長

国税庁では、地震の被害を受けた石川県及び富山県に納税地のある事業者について、国税に関する法律に基づく申告、届出、その他の書類の提出、納付等の期限を延長します。

※延長後の期限は、今後、被災者の状況に配慮しつつ、検討します。

#### ◇ 「チャレンジングカンパニー富山2025 合同企業説明会」参加企業募集のご案内

本会では、県内中小企業等の人材確保に資す

るため、求人企業と就職をめざす学生等が一同に会する合同企業説明会「チャレンジングカンパニー富山2025合同企業説明会」を開催します。

つきましては、下記のとおり参加企業を募集しますので、是非お申込みください。

#### 1. 開催日時

令和6年3月1日(金) 13時30分～16時

#### 2. 開催場所

とやま自遊館 1階ホール(富山市湊入船町9-1)

#### 3. 参加対象者

令和7年3月大学・短大・高専・専門学校等を卒業予定の学生(令和6年3月卒業予定者、30歳以下の既卒者を含む)

#### 4. 参加企業の要件(全て満たす必要あり)

- ・対象者を正社員として採用すること
- ・富山県内に事業所を有すること

#### 5. 募集企業数 60社

#### 6. 参加費 1社3万円(税込み)

#### 7. 申込み方法

下記URLの申込みフォームより、お申込みください。なお、申込企業数が募集企業数を上回った場合は抽選にて参加企業を決定します。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/wzV23T>

#### 8. 申込み締切 令和6年1月23日(火)

#### 9. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課  
TEL. 076-424-3686

新型定期預金  
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835